

# 産業競争力会議課題別会合（第1回）

## 議事次第

日時：平成25年9月20日  
12:40～13:40  
場所：官邸4階大会議室

1. 開会
2. 農地中間管理機構（仮称）について
3. 国家戦略特区について
4. 閉会

### 配布資料：

- 資料1：林農林水産大臣提出資料
- 資料2：農地中間管理機構（仮称）について
- 資料3：農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見
- 資料4：新藤地域活性化担当大臣提出資料
- 資料5：国家戦略特区WG 規制改革提案に関する現時点での検討状況
- 資料6：竹中主査提出資料
- 資料7：田村厚生労働大臣提出資料
- 資料8：下村文部科学大臣提出資料

# 国家戦略特区WG 規制改革提案に関する現時点での検討状況

資料5

2013年9月20日

国家戦略特区WG座長 八田達夫

## I 都市型のビジネス・イノベーション拠点関連

規制改革提案	関係各省の見解	WGの見解
1 医療 (注) 提案内容の詳細は別紙1	( 中略 )	
2 雇用 (注) 提案内容の詳細は別紙2		
(総論)	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、<u>雇用は特区になじまない</u>。労働者の公平、企業の公正競争に関わるので、全国一律でなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>こうした理由で「特区になじまない」といったら、およそ特区は成立しない</u>。</li> <li>・ 労働者の属性、企業の特性に応じて制度に差異を設けることは、現行制度にも例があり、否定されていない。</li> </ul>
(総論)	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用ルールは、条約上、労使間で協議することが求められており、<u>労政審での審議を経ることが必須</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使間協議を行う場が、労政審である必要はなく、別の場を設けて迅速に協議しても構わないはず。</li> </ul>
(総論)	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用ルールに係る<u>周知徹底など、特区内で総合的な支援策を検討</u>することは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法令の周知徹底は当然実施すべきこと</u>であり、<u>特区の措置には該当しない</u>。</li> </ul>

<p>(1) 特区内の一定の事業所（外国人比率の高い事業所）を対象に、<u>有期雇用の特例</u>（使用者が、無期転換を気にせず有期雇用できる制度に）</p>	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者に対し無期転換権を放棄するよう、<u>使用者が強要する可能性があるため、不可。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉力の比較的高い労働者の集まる事業所を対象に、<u>労使双方の同意を前提</u>とした上で、かつ、不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化</u>を特区内で行うなら、検討可能。</li> </ul>
<p>(2) 特区内の一定の事業所（外国人比率の高い事業所、または、開業5年以内など）を対象に、<u>契約書面により、解雇ルールの明確化</u></p>	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書面で解雇要件等を明確にすることは奨励している。ただ、裁判になったときは、その後の<u>人事管理・労務管理</u>などを含め、<u>総合判断</u>せざるを無い。（契約書面は、労使双方にとって有効でない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>総合判断</u>」という限り、<u>労使双方にとって予測可能性が担保されない。</u></li> <li>・書面で明確にすることが、労使双方にとってプラスのはず。</li> <li>・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化</u>を特区内で行うなら、検討可能。</li> </ul>
<p>(3) 特区内の一定の事業所（外国人比率の高い事業所、または、開業5年以内など）を対象に、<u>労働時間ルールの適用除外</u></p>	<p>&lt;厚労省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全国レベルで慎重に検討中。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化</u>を特区内で行うなら、検討可能。</li> </ul>
<p><b>3 教育</b></p>		
<p>公設民営学校の設置（公立学校を民間委託して、国際バカロレア校に等）</p>	<p>&lt;文科省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校教育は公権力の行使等にあたるため「<u>当然の法理</u>」（<u>公務員が行わなければならない</u>）との整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に<u>公権力の行使であっても民間開放可能</u>であることは、2006年公共サービス改革法制定時に決着済み。</li> <li>・また、PFI法やその他のインフラ関係法の改正により、ほとんど全ての公共施設については、民間への運営委託が認められており、学校が認められな</li> </ul>

**雇用**

開業率と対内直接投資が低水準にとどまっていることは、我が国の経済再生に向けて克服すべき重大課題。新たな起業や海外からの進出が拡大してこそ、よりイノベティブな産業の創出、切磋琢磨を通じた競争力強化が見込める。

このため、新規開業事業者や海外からの進出企業などが、より優れた人材を確保できるよう、雇用制度上の特例措置を講ずるエリアを設ける。

**<特例措置>**

特区内において

- ・開業後5年以内の企業の事業所に対して、(2)(3)の特例措置
- ・外国人比率が一定比率以上(30%以上)の事業所に対して、(1)～(3)の特例措置

**(1) 有期雇用**

- ・契約締結時に、労働者側から、5年を超えた際の無期転換の権利を放棄することを認める。これにより、使用者側が、無期転換の可能性を気にせず、有期雇用を行えるようにする。

→ 「労働契約法第18条にかかわらず無期転換放棄条項を有効とする」旨を規定する。

**(2) 解雇ルール**

- ・契約締結時に、解雇の要件・手続きを契約条項で明確化できるようにする。仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する。

→ 労働契約法第16条を明確化する特例規定として、「特区内で定めるガイドラインに適合する契約条項に基づく解雇は有効となる」ことを規定する。

**(3) 労働時間**

- ・一定の要件(年収など)を満たす労働者が希望する場合、労働時間・休日・深夜労働の規制を外して、労働条件を定めることを認める。

→ 労働基準法第41条による適用除外を追加する。

**<これに伴う措置>**

上記の特例措置に伴い、不当労働行為、契約の押しつけや不履行などがなされることのないよう、特区内の労働基準監督署を体制強化し、労働者保護を欠くことのないよう万全を期す。



# 日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日 本国政府への米国政府要望書

\* 下記の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。

2004年10月14日

(仮訳)

ブッシュ大統領と小泉総理大臣は、規制改革・競争政策に関する分野別および分野横断的な問題に焦点を当て、経済成長や市場開放を促進するため「日米規制改革および競争政策イニシアティブ」(規制改革イニシアティブ)を2001年に設置した。今年で4年目を迎えたこのイニシアティブは、日米間の貿易と経済関係をさらに強化する役割を引き続き果たしている。

米国は、小泉総理大臣の思い切った経済改革の課題を強く支持しており、その課題への取り組みにより促された最近の日本経済成長を歓迎する。また、米国は2004年10月12日に小泉総理大臣が国会における所信表明の中で、「構造改革なくして日本の再生と発展はない」ことを再確認し、日本が意義ある経済改革を達成する努力を継続していることを歓迎する。さらに米国は、広範にわたり規制と構造改革を強く主張してきた規制改革・民間開放推進会議の任務を更新し強化した日本の決定を称賛する。

本要望書に盛り込まれた提言は、主要分野や分野横断的課題に関わる改革措置を重視しており、現在の日本の経済成長支援および日本市場の開放促進を目的としている。さらに、米国は、通信、情報技術(IT)、医療、エネルギー、競争政策など、小泉内閣が改革に重要であると位置付けた分野の問題に焦点を当てる努力をした。

本年の要望書において米国は、日本郵政公社の民営化計画が進んでいることを受け、勢いを増している日本における民営化の動きに特段の関心を寄せた。これに関して、日本経済に最大限の経済効果をもたらすためには、日本郵政公社の民営化は意欲的且つ市場原理に基づくべきだという原則が米国の提言の柱となっている。

米国は、地方レベルで構造改革および規制緩和を通じ成長を促進する画期的な取り組みとして、日本の構造改革特別区域制度を引き続き支援する。また米国は最近の日本の独占禁止法強化に向けた努力を歓迎するとともに、そのためには現在検討されている措置の早期施行をこの提言の中で要望し、日本が着実に独占禁止執行制度を改善することを支援する。さらに米国は、増加する農業分野における規制障壁への対応に向けた提案措置を初めて含めた。

提言の概要と詳論に盛り込まれた要望事項は、規制改革イニシアティブの下に設置された上級会合および作業部会における今後1年間の議論のたたき台となるべく日本政府に提出された。これらの会合により、大統領と総理大臣へ提出する第4回年次報告が作成され、両国政府が講じる改革措置も含め、本イニシアティブの下で達成された進展が明記される。

改革イニシアティブの最初の3年間では、民間部門の代表が作業部会に参加し、広範にわたる問題に関して貴重な専門知識を提供し、所見を述べ、提言を行った。米国は今後も引き続き積極的に同イニシアティブへの民間部門の参加を促すため日本と協力する。

米国政府は、日本国政府に対し本要望書を提出できることを喜ばしく思うと同時に、日本からの米国に対する改革要望を歓迎する。

目次

内閣委員会 配布資料 5 2013年11月20日 日本共産党 佐々木憲昭

提言の概要

### III. 構造改革特別区域(特区)

構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区

区が認定されて以来、特区の数も合計386まで伸び、2004年9月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。

III-A. この取り組みが日本中の地域経済活性化を引き続き支援するよう米国は以下のことを提言する。

III-A-1. 今後も特区の取り組み全面において透明性が基盤となること。

III-A-2. 市場参入機会の拡大に焦点を当て、国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう差別のないアクセスを確保する。

III-A-3. 構造改革特区推進本部は、成功した措置を迅速に全国規模での適用を引き続き優先する。

III-A-4. 構造改革特別区域推進本部は、米国企業を含む外国企業が特区創設提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わるすべての過程に参加するにあたり、引き続き協力する。

III-A-5. 外国企業の参加を奨励するため現存の特区の全一覧表、ならびに特区申請状況と最新情報を英文でインターネット上で公開する。

III-B. 米国は、特区の取り組みにおいて米国の事業者による参加を奨励しており、米国参加に関わる特区の提案を熟考するよう日本国政府に求める。下記に事例を挙げる。

III-B-1. 外国の大学の分校キャンパスに対する教育と行政上の規制緩和特区提案。

III-B-2. 一年を通してポテトチップス用のジャガイモの安定した供給をはかり、日本の製造者と消費者が恩恵を受けることとなるポテトチップス用のジャガイモの輸入に関する特区提案。現在日本のポテトチップス製造者は国内のポテトチップス用ジャガイモの入手が出来ない春期に製造の削減を強いられている。この提案は厳しい管理の下、製造者へ直接輸送するという手続きで、植物衛生上の問題を回避できる。

III-B-3. 将来高度医療の民間提供を許可するためのあらゆる提案ならびに医療サービス分野における他の特区提案。